資料２－３

土地改良施設管理基準
－　排水機場編－　基準（案）対比表

平成２０年３月１８日

土地改良施設管理基準－排水機場編－基準（案）対比表

改正（案）	現　　行
	第１章　総　則
1　基準の位置付け 　この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された排水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。	**1.1　基準の趣旨及び適用範囲** 　この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された排水機場の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。
2　管理の基本 　排水機場の管理は、環境との調和に配慮しつつ、排水機場の機能を適正に発揮させるとともに、その機能を維持保全し、かつ安全性を確保するよう行うことを基本とする。 　この場合、関係法令等を遵守しなければならない。	**1.2　管理の基本** 　管理は、排水機場の機能を適正に発現させるとともに、その機能を維持保全し、かつ、安全性を確保するよう行うことを基本とする。 　この場合、関係法令等を遵守しなければならない。
	第２章　管理の組織及び体制
3　管理の組織及び体制 　排水機場の管理に当たっては、当該排水機場の管理のための組織を設け、管理の基本方針、費用負担、洪水時の措置等を定めなければならない。 　管理主体は、この決定事項に従って管理を行うものとする。 　また、管理技術の向上に努めるとともに、排水機場の機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。 　なお、関係自治体や他の排水施設と相互に連携を要する場合にあっては、地域全体の排水に関する協力体制を確立する必要がある。	**2.1　管理組織** 　排水機場の管理に当たっては、当該排水機場の管理のための組織を設け、排水の基本方針、排水機運転計画、洪水時の措置などを定めなければならない。 　また、排水地域内に非農用地（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 1 項に規定する農用地以外の土地をいう。）が多く含まれる地区などにあっては、関係自治体などを含めた管理に関する協議組織などを設け、地域全体の排水に関する協力体制を確立することが望ましい。 **2.2　管理体制の整備・確立** 　排水機場の管理に当たっては、管理責任者を配置し、施設の規模に見合った管理要員を確保するとともに、管理要員の育成・管理技術の向上により管理体制の整備を図り、もって適切な管理を行うものとする。 **2.3　電気主任技術者** 　排水機場の管理に当たって、電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務を伴う場合は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）の定めるところにより電気主任技術者を選任するものとする。

改正（案）	現　　行
	2.4　その他の技術者 排水機場並びに附帯施設及び管理施設の規模並びに内容等に応じて必要な人員を確保し、配置するものとする。
4　気象・水象の観測 排水機場の運転管理を適正に行うため、排水機場地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測を行い、集水域の気象特性及び流出特性を把握するものとする。	**第３章　気象・水象の観測・解析** **3.1　観測の項目と目的** 排水機場の管理を適正に行うため、排水機場地点及び近傍の気象・水象の所要項目を観測するものとする。 **3.2　観測施設の配置及び観測** 気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。 **3.3　流出特性の把握** 気象・水象の観測結果に基づいて、当該流域の気象特性・流出特性を十分把握し、排水管理に際してこれを活用するように努めなければならない。
	第４章　運転管理 **4.1　排水機場の操作規程** 排水機場を設置し、機械排水を行う場合は、原則として操作規程を定め、これにより操作をしなければならない。
5　平常時の運転管理 平常時の運転管理に当たっては、営農及び気象の状況等から排水地区の用水・排水状況を的確に把握し、内水位を適切に保持するものとする。	**4.2　平常時の運転管理** 平常時における排水機場の運転管理は、操作規程に基づき自然排水又は機械排水により営農等にかかわる地区内水位の確保に留意して行うものとする。
6　洪水時等の運転管理 洪水時等の運転管理に当たっては、排水機場操作規程等を遵守するものとし、気象・水象の状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。	**4.3　洪水時の運転管理** **4.3.1　一般事項** 洪水時における排水機場の運転管理は、操作規程に基づき実施するほか、気象・水象状況を把握し、排水機場への流入量、排水河川の水位等の予測を行いつつ、その予測結果を活用して行うよう努めなければならない。 **4.3.2　洪水排除の際の関係機関に対する通知** 機械排水を行うこと又は樋門及び水門を

改正（案）	現　　行
	操作することにより公共の利益に重大な影響を生ずると認められるときは関係機関に通知するものとする。また、必要に応じて一般住民への周知を図るものとする。 **4.3.3　運転制限の措置** 　洪水により排水先の河川水位が危険な状況となり、機械排水の運転制限を行うことが必要であると予測される場合は、当該制限条件を操作規程に定めるものとする。
7　異常時の運転管理 　予期せぬ故障や地震等が発生した場合の運転管理に当たっては、状況に応じて必要な管理体制をとるものとする。	**4.3.4　異常時の措置** 　事故により洪水排除に影響が生じると認められるときは、機能の早急な回復に努めるとともに、その状況について関係機関に通知するものとする。 　また、被害を伴う恐れのある地震が発生したときは、機械設備の運転を中止して、被害状況を調査し、施設の安全を確認したのち運転を再開するものとする。 **4.3.5　洪水予備警戒時の措置** 　洪水予備警戒時には、排水機場を適切に管理するための要員の確保を行うため連絡手続を行うものとする。 　また、気象・水象情報の収集、関係機関との連絡、管理のために必要な機器類及び資材の点検、内外水位の予測並びに排水機場操作に関する記録等に関する準備を行うものとする。 **4.3.6　洪水警戒時の措置** 　洪水警戒時には、要員を確保し、関係機関へ連絡するとともに、気象・水象状況の情報を収集して流入量の予測を行い、その予測結果を活用して排水に対処するよう努めなければならない。 **4.3.7　洪水時の措置** 　洪水時には、内外水位、塵芥処理等に注意をはらい、安全な排水機場管理により洪水排除に努めなければならない。 **4.3.8　洪水予備警戒体制及び洪水警戒体制の解除の措置** 　気象台からの大雨・洪水等に関する注意報又は警報が解除され、洪水が終ったとき、又は洪水の発生の恐れがなくなったとき

改正（案）	現　　行
	は、洪水予備警戒体制又は洪水警戒体制を解除する。 　なお、関係機関への連絡は速やかに行うものとする。
8　構造物の保全管理 　排水機場の正常な機能を維持するため、構造物の点検及び整備を計画的に実施するものとする。	**第５章　機場及び接続する排水路等の管理** **5.1　維持管理** **5.1.1　排水機場の維持・保全** 　排水機場の正常な機能を維持するため、点検、整備、修繕等を計画的に実施するものとする。 **5.1.2　排水機場回りの点検** 　排水機場及び接続する排水路等は、巡視・点検を計画的に実施し、必要に応じて整備、除草、塵芥処理、滞積土砂の排除等を行い、常に良好な状態に保つものとする。 **5.1.3　騒音振動対策及び環境保全** 　排水機場からの騒音、振動、排出ガスについては、各々関係する法令に準拠し適切な環境を保全するものとする。 **5.2　事故の防止** 　排水機場及び排水路の管理要員及び周辺住民等の安全を図るため、安全施設の設置、保全等を実施し、事故の防止に努めるものとする。
9　設備の保全管理 　排水機場の正常な機能を維持するため、設備の点検及び整備を計画的に実施して、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。	**第６章　設備機器の管理** **6.1　一般事項** 　設備機器の正常な運用を維持するため、点検、整備、修繕等を計画的に実施しなければならない。 **6.2　完成図書等の整備** 　設備機器の完成図書及び取扱説明書は、整理して保管しなければならない。 　また、付属品及び予備品についてもこれを保管するものとする。 **6.3　データの整理と活用** 　設備機器の点検、整備等の結果を記録したデータを整理し、その活用を図るものとする。

改正（案）	現　　行
	6.4　ポンプ設備 　ポンプ設備は、操作時、日常（定時）、月例、定期、臨時、休止期間等においてそれぞれ点検及び整備を行い、正常な運転ができるように管理しなければならない。 **6.5　電気設備及び附帯設備** 　電気設備及び附帯設備は、各機器が常時正常な作動ができるように管理しなければならない。 **6.6　制御設備等** 　制御設備等は、各機器が常時正常な作動ができるように、管理しなければならない。 **6.7　定期整備** 　設備機器の定期整備は、標準の耐用年数を保持するため、適正な周期で計画的に実施しなければならない。
10　土地改良財産の管理 　土地改良財産の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則、通知等に定めるところによらなければならない。	**第７章　財産の管理** **7.1　財産の管理の根拠法令** 　本章に規定する財産とは、「土地改良財産」をいう。 　財産の管理については、国有財産法及び土地改良法並びにこれらの法律に基づく政令、省令、規則及び通達に定めるところによらなければならない。 **7.2　土地改良区における財産の管理受託の準備** **7.2.1　土地改良区が管理受託のためにとるべき法令上の手続** 　財産の予定管理者である土地改良区は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、下記の法令上の手続を進めなければならない。 　ア．土地改良法第 7 条第 1 項又は第 48 条第 1 項の規定による受託管理に係る財産の維持管理事業計画の作成又は変更 　イ．土地改良区の定款及び規約の整備 　ウ．電気事業法第 52 条の規定による保安規程の作成又は変更及び同法第 72 条の規定による主任技術者の選任と所轄地方通商産業局長への届出

改正（案）	現　　行
	7.2.2　土地改良区における管理受託体制の整備 財産の予定管理者である土地改良区は、受託後の財産の管理が適正かつ円滑に行われるよう所要人員の確保と研修に努めるなど、管理体制の整備を図らなければならない。 **7.3　財産の管理委託協定** 土地改良区は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則に基づき国と管理委託協定を締結しなければならない。 **7.4　管理費予算の作成** **7.4.1　管理費予算の作成** 土地改良区は、受託した財産及びその他土地改良区が管理する施設の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理ができることを目標としなければならない。 その際、管理費に充当するための土地改良区の組合員に対する賦課金が年度により著しく増嵩することのないよう配慮し、中・長期的計画のもとに管理費予算を作成することが望ましい。 **7.4.2　地区除外に際しての管理費賦課金の決済** 土地改良区は、農地転用等により利益を受けない土地を地区から除外する場合には、今後の管理の適正を確保するため、自ら定めた「地区除外等処理規程」に基づいて、当該土地に対して翌年度以降賦課する予定であった管理費賦課金相当額を決済金として徴収できる。 **7.5　財産の他目的への使用等** **7.5.1　他目的使用等の承認申請** 土地改良区は、管理受託した財産を他目的に使用し、又は使用させようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係耕作者の利益に合致する場合に限り行うことができる。

改正（案）	現　　行
	7.5.2　電柱、水道管、ガス管等を設置させる場合の使用料算定基準 財産に電柱、水道管、ガス管その他の工作物を設置させる場合の使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行う。